

市民の皆様へ

日本赤十字社三重県支部
松阪市地区長 竹上 真人

～赤十字活動資金にご協力をお願いします～

市民の皆様には、平素より赤十字社事業に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

近年、豪雨災害や台風被害など国内外問わず大規模な自然災害が発生し、災害対策に多くの関心が寄せられています。日本赤十字社では、このような大規模災害に備え、災害救護体制の強化、救護資機材の整備、救急法講習会の実施などを行うとともに、伊勢赤十字病院などの医療事業、献血などの血液事業など多様な事業を実施しております。これらの活動は、皆様から寄せられる貴重なご寄付（赤十字活動資金）により支えられております。

つきましては、今後とも県内の赤十字事業に全力で取り組んでいきますので、活動資金へのあたたかいご支援とご協力を賜われますようお願い申し上げます。

《日本赤十字社活動資金の運用例》

被災地のがれきの撤去



身近な人を救うための救急法などの講習会



～赤十字社の救急法講習会をご活用ください～

日本赤十字社では、災害対策の救急法などの講習会を実施しております。講習時間は2時間程度の短時間で、自治会や個人でも受講が可能です。自治会、町内会は原則無料で派遣いたします。ご希望の場合は、日本赤十字社三重県支部（電話：059-227-4145）までご相談ください。詳細は赤十字社より頒布しておりますカラー冊子「災害に備えよう いざという時のために講習会のご依頼は赤十字に」をご一読ください。

※申込は2ヶ月前までをお願いいたします。

～裏面もごらんください～

赤十字社活動資金について Q&A

Q1. 国や市町などからの日本赤十字社への資金援助はないのですか？

日本赤十字社の行う活動のための事業財源は、国や市町などからの援助によらず、地元自治会等からの赤十字社活動資金のご寄付によりまかなわれています。

Q2. なぜ、赤十字活動資金は毎年納めなければならないのですか？

赤十字の事業は、災害時の救護活動など人命に直接かかわる仕事を中心になっていますので、一日たりとも支援の手を緩めるわけには参りません。また、事業は普遍的なものや、長期的なものであるため、毎年安定した資金が必要とされ、その資金を常に準備しておく必要があります。そのため、毎年継続して赤十字社活動資金納入のご協力をお願いすることにしております。

Q3. 赤十字社活動資金の募集に、なぜ町内会の人などが来るのですか？

赤十字の活動は、地域福祉やボランティア活動など地域に根ざした活動を行っており、また、災害が発生すると、自治体や地域住民の方々と協力して救援活動を展開するなど、赤十字の活動は地域と密接な関わりがあります。こうした活動を支えていただくため、地域の皆様には、赤十字社活動資金へのご協力をお願いしております。その際、赤十字ボランティアが直接お宅を訪問することが困難な場合には、自治会・町内会の方々にご協力をお願いしております。

Q4. 日本赤十字社の「協力会員」加入は強制的なものですか？

赤十字では 500 円以上ご寄付いただいた方を「協力会員」として「会員証」で記録しております。この協力会員への登録は、決して強制的ではありません。自由意志で加入または脱退していただくことになっています。ですが、日本赤十字社は協力会員で組織されており、協力会員の納める会費が事業資金の主力となっていますので、ぜひ赤十字の趣旨や事業をご理解いただき、一人でも多くの方に参加いただくようお願いいたします。
※松阪市管内は平成 17 年度の市町合併時の自治会連合会との協議により 450 円を基準として募集をお願いしております。

Q5. 協力会員になるとは、どういうことですか？

赤十字の一員となり、国内外の紛争・災害時の救護活動など幅広い赤十字活動を推進することなど、社会貢献の諸活動に赤十字を通して参加されることにつながります。

一人でも多くの方に協力会員となっただき、赤十字の推進にご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。

お問い合わせは…

【松阪市事務局】

松阪市 健康福祉部 健康福祉総務課 0598-53-4089 または、

【三重県事務局】

日本赤十字社 三重県支部 059-227-4145

までお願いします。